校内〆切 4/20(月)

保護者の皆様へ

令和８年度
茨城県育英奨学生募集（在学採用）

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象に茨城県育英奨学生の募集をしています。
申込みを希望される方は、各学校の奨学金担当の方に御相談の上、学校を通じて申請してください。

募　集　概　要

1　**対象者**　保護者が茨城県内に居住しており、本人が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校の高等課程（修業年限２年以上に限る）に在学している者。
※在学している学校の所在地は、県内・県外を問いません。

2　**貸与月額**

区	分	月　額
国　公　立	自宅通学	18,000 円
	自宅外通学	23,000 円
私　　立	自宅通学	30,000 円
	自宅外通学	35,000 円

※年４回（初年度は３回）に分けて預金口座（本人名義）へ振込

3　**申請手続**　在校する学校の奨学金担当の方に申し出て申請書等を受け取り、必要書類を揃えて学校に提出してください。
※年間所得を確認する資料（所得証明書）等を提出する必要がありますので、早め準備をお願いします。

4　**提出期限**　令和８年５月15日（金）《県教育委員会への締切》
※各学校への提出期限は、学校ごとに決められています。

5　**返還方法**　貸与終了日から６箇月据置後、10年以内に年賦（年１回）又は半年賦（年２回）で返還していただきます。
大学等に進学した時には、返還期限猶予の申出が可能です。

奨学金は無利子ですが、貸付金なので全額返還していただきます。

なお、返還遅延の際には、延滞金が発生しますので、ご承知おきください。

水戸市笠原町９７８番６（〒310-8588）
茨城県教育庁学校教育部高校教育課
TEL　029－301－6045　/　029-301-5245

※成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」の奨学生募集は５月頃を予定しております。
※保護者の失業等、家計の急変により緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる「緊急採用」の制度もあります。緊急事案が生じた場合には、各学校の奨学金担当の方に御相談ください。

令和８年度　茨城県育英奨学生募集要項
（在学採用・緊急採用）

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、人物及び学業ともに優れており、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした茨城県育英奨学生を募集します。

第１　募集概要

１　申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

（1）茨城県内に居住する方の子弟

（2）次のいずれかに該当する者

ア　高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（修業年限２年以上のものに限ります）に在学する者

イ　中等教育学校後期課程に在学する者

（3）人物及び学業ともに優れる者（成績基準があります）

（4）経済的理由により修学に困難があると認められる者（収入基準があります）

（5）母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない者

２　貸与月額、募集人員及び貸与期間

区　分		貸与月額	募集人員	貸　与　期　間
国公立	自宅通学	18,000 円	予算の範囲内で対応（60 人程度）	在学する高等学校等における正規の修学年限のうち最短の残修業期間（令和８年４月から貸与）
	自宅外通学	23,000 円		
私　立	自宅通学	30,000 円		
	自宅外通学	35,000 円		

※奨学資金は無利子ですが、貸付金なので全額返還していただきます。
なお、返還遅延の際には延滞金が発生しますので、ご承知おきください。

３　申請手続

（1）希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入の上、関係書類を添付して、学校に提出してください。

（2）学校は、申請者の人物、学業成績、家計状況等を確認の上、推薦基準（６～７ページ）を満たすと認められる者について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課管理グループ宛提出してください。

4　提出書類

書　　　類	作成・準備する者
① 奨学生推薦者一覧	学　校
② 奨学生推薦調書（様式第１号）	
③ 奨学資金貸与申請書（様式第２号の２）	申 請 者
④ 添付書類（４ページ参照）	

5　茨城県教育委員会への提出期限

（1）在学採用　令和８年５月 15 日（金）必着

※申請者が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますので注意してください。

（2）緊急採用　随時受け付けます（３ページ参照）。

6　奨学生の採用決定

６月に開催予定の『奨学生選考委員会』の審査を経て採否を決定し、７月中旬ごろまでに（緊急採用の場合は随時）学校長を通じて申請者本人に通知します。

7　奨学資金の返還

（1）返済期限

貸与終了月から６箇月据置後、10 年以内に年賦（年１回）又は半年賦（年２回）により返還していただきます（県から送付される納入通知書等により返還）。

◆返還事例（３年間貸与を受けた者が、半年賦(年２回払い)で 10 年間かけて返還する場合）

区分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還年数	返還回数	１回あたりの返還額
国公立	自　宅	18,000 円	36 月	648,000 円	10 年	20 回	32,400 円
	自宅外	23,000 円	36 月	828,000 円			41,400 円
私　立	自　宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円			54,000 円
	自宅外	35,000 円	36 月	1,260,000 円			63,000 円

（2）返還猶予

奨学金の貸与を受けた者が大学等に進学した場合、又は災害・傷病その他やむを得ない事由により返還が困難となった場合には、本人の申請により返還の期限を猶予する申出が可能です。

（3）返還免除

奨学金の貸与を受けた者が亡くなった場合、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより返還することが出来なくなった場合には、返還未済額の全額又は一部の返還を免除する申出が可能です。

8　その他

（1）奨学資金は、申請者が指定した本人（生徒）名義の金融機関口座に、原則として年４回（初年度は３回）に分けて振り込みます。
　令和８年度の第１回振込は、令和８年８月下旬を予定しています。

（2）奨学資金の貸与中は、毎年１回「奨学資金継続願」を提出しなければなりません。留年するなど、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加した場合は、貸与を打ち切ることがあります。

（3）貸与にあたり、連帯保証人２人（うち１人は保護者、他の１人は別生計の人）が必要となりますので、考慮しておいてください。

（4）退学、成績不良、保護者の県外転出又は辞退の場合は、貸与が終了します。貸与が終了したときは、「奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書」を提出しなければなりません。
　なお、その際には、連帯保証人２人の印鑑登録証明書が必要となります。

（5）当奨学資金のほかに、成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」（５月ごろ募集）及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」（５月ごろ募集）も実施しておりますので、申請する際には併せて検討してください。
　なお、併願はできますが、併給はできませんので、両方採用になった場合はどちらかを辞退していただきます。
　特に、成績基準を満たしていない場合には、「茨城県高等学校等奨学資金」への申請を検討してください。

9　問合せ・提出先

〒310-8588　水戸市笠原町978番６
茨城県教育庁学校教育部高校教育課（管理担当）
電話　029-301-6045　/　029-301-5245

緊急採用による奨学金制度とは

　家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離婚等又は火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。
　緊急採用の理由にあてはまるときは、学校に相談してください。

ア　学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
イ　募集は、年間を通して行っています。
ウ　家計が急変した事由が発生した時から、１年以内である場合申し込むことができます。
エ　貸与の開始は、緊急採用の事由が発生した月以降となります。
オ　貸与の終期は、原則として採用年度末（令和９年３月）までですが、採用年度末において、家計の急変事由発生後１年以内であれば、願出により貸与を継続します。
カ　申込資格・貸与月額・提出書類などは通常の採用と同じです。

※ある時期を境に家計が急変していることが要件です。
※収入が減少傾向にある等は、緊急採用の要件には、該当しません。

第２　添付書類

※留意事項

・以下の添付書類がない場合には、判定材料を欠くものとして不採用となり、特別控除の対象ともなりません。

・添付資料がＡ４判以外の場合には、Ａ４判の用紙に貼り付けて提出してください。

１　年間収入及び扶養状況が確認できる書類

父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者についての下記の書類

収入状態	R8.1月以降 就職・転職	必要書類	
給与収入 （会社員等）	無	・市町村発行の所得証明書（直近年のもの） ※課税状況等の情報が全て記載してあるもの ・令和７年分源泉徴収票の写し	いずれか一方を提出
	有	・直近の給与明細書 ・新勤務先作成の令和８年分年間収入見込算出表 （月収及び賞与等を考慮のうえ年収を推算・任意様式）	全て提出
給与収入以外 （自営業等）	無	・令和７年分確定申告書（第１表・第２表）の写し	
	有	・収入から必要経費を控除して所得を推算したもの（任意様式）	

※奨学資金貸与申請書の年収欄には、収入のある方全員の年収（千円未満切捨て）を記入してください。

なお、上表の必要書類を提出する者の年収欄には、次の金額を記入してください。

ア給与収入の場合：　所得証明書の「給与収入金額」又は源泉徴収票の「支払金額」

イ給与収入以外の場合：確定申告書の「所得金額」

２　特別控除に該当する場合の添付書類

推薦基準の「別表第３　特別控除額表」（９ページ）中の特別控除を受ける場合は、下記の証明書類を添付してください。

特別控除の理由		証明書類
①	母子・父子世帯	所得証明書又は課税証明書では課税状況が不明な場合には、世帯主が表記された住民票
②	就学者のいる世帯	在学証明書又は学生証の写し（本人及び小・中学生は不要）
③	障害者のいる世帯	障害者手帳の写し　等
④	長期療養者のいる世帯	申請時までの治療費・医薬品費等の領収書の写し、及び令和８年分の年間支出見込算出表
⑤	主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類、及び別居のために特別に支出している金額を証明する書類（住居費等の領収書の写し、年間集計表）
⑥	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材等に被害を受けたことを証明する書類、及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類